

令和 5 年第 7 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年7月20日（木）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第18号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第16号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	2件
報第17号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件
議第18号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名（議席番号はくじ引き後）

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	欠席
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	
10	梶田 達行	
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	

1 4	長江 弓子	
1 5	水口 博文	
1 6	加納 洋一	
1 7	鈴木 隆	

事務局長 本日は、お忙しい中、令和 5 年第 7 回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。私は、多治見市農業委員会事務局長の前田でございます。先ほど、市長から辞令交付がございまして、新たに農業委員となりました皆様、改めて本市の農業委員として、よろしくお願い申し上げます。初めに、本市農政担当部長の長江経済部長からあいさつを申し上げます。

経済部長 今年から、国が勧めるタブレットの運用や目標地図の作成などを進めるため、皆さんには勉強をしていただくなど、ご協力を得て進めていくことになると思います。よろしくお願いいたします。

また、多治見市の農業委員会としては 2 回目となる表彰をされました。これは皆さんに頑張っていたいただいた成果であると感じております。今後は、新しいメンバーで 3 回目の表彰を受けられるようよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。部長はこれで退席させていただきますのでご了承願います。(部長退席)

それでは、只今より農業委員会総会を開催いたします。本日の総会は農業委員改選後、初の総会で会長が決定していないので、『農業委員会等に関する法律』第 27 条の規定に基づき、市長が招集させていただいており会長が選出されるまで事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。最初に配布資料の確認をさせていただきます。(確認) 現在の皆さん席は仮の議席で、この後くじにより議席を決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、初めに自己紹介をしていただきたいと思います。再任の方が多く顔見知りの方も多いと思いますが、新任の方も 4 名見えますのでよろしくお願いいたします。それでは、山内委員から順番にお願いいたします。

委員 (自己紹介)

事務局長 ありがとうございます。皆さんの他に日比野敏夫委員が見えますが、本日は欠席の連絡をいただいています。次に本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。(紹介 柳生→堀井→岡田)

事務局長 次に、本総会の出席者数ですが、委員定数 17 人中（ 16 ）人のご出席をいただいております。従いまして、『農業委員会等に関する法律』第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席がありますので、本総会が成立することをご報告いたします。

本日の議事に入る前に、議席の決定を行います。

議席の決定については、配布した資料の『多治見市農業委員会会議規則』第 4 条の通り「議席は、あらかじめ「くじ」で定め番号を付ける。」ということになっていますので、これからクジ棒を引いて議席番号を決定させていただきます。くじ棒は 1 番から 17 番までの番号が記されていますので、引いた番号を議席番号とさせていただきます。

それでは、山内委員から順に引いていただきます。

委員 （くじ引き）（事務局 名簿に番号記入）

事務局長 それでは、議席の発表を行います。（議席番号と委員名発表）

ご自分の荷物、配布書類をお持ちの上、ただ今決定した議席番号に移動をお願いします。

委員 （席の移動）（事務局 名簿に番号記入）

事務局 （くじ棒回収、名札移動）

事務局長 今後はこの議席番号順に着席していただきますので、委員の皆様、よろしくをお願いします。

また、今後、総会で発言をされる際は、自分の議席番号とお名前を発言して、議長の許可を得てから発言をしていただきますようお願いします。

次に、農業委員についての基本的な事項について簡単に説明させていただきます。

事務局 多治見市の農業委員会は定数 17 名の委員をもって組織され、委員の身分は非常勤公務員となります。

『農業委員会等に関する法律』により農業委員会には会長を置き、会長は委員の互選により決定され、会長は会務を総理し、委員会を代表します。よって、会長には農業委員会以外の職務にもあたっていただくことがあります。

配布した『多治見市農業委員会の委員の職務に関する要綱』にも職務内容が列

記されていますのでご参照願います。

また、会長の職務代理者を置き、会長がいないとき職務を代理します。職務代理者も委員の互選により決定します。会長、職務代理者も任期は委員の任期内となります。

農業委員は非常勤公務員のため秘密保持義務が課せられます。職務上知りえた秘密は漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様となりますのでご承知願います。

委員の報酬は、『多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例』の規定に基づき、会長は月額 18,000 円、その他の委員は月額 15,000 円、毎月 20 日前後に口座振込されます。今回新たに委員になられた方は 7 月分を 8 月の 10 日までに口座振込する予定です。また、年度終了後に活動実績払報酬として皆さんの活動報告書に基づき報酬金が年 1 回支払われます。

以上で、概要の説明とさせていただきます。

また、来月の総会前に県の農業会議の職員を市役所に招いて農業委員会の基礎知識や活動内容等の研修会を開催します。日時は 8 月 30 日の午後 1 時からを予定しています。

また、本日議事終了後、今年度から農業委員の仕事になった「地域計画」について配布したパンフレットで簡単に説明させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、これより本日の議事に入らせていただきますが、議事に入る前に本日の議事録署名委員として 1 番委員の坂崎寛治委員と 3 番委員の玉木芳幸委員の両名を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

配付させていただいた「令和 5 年第 7 回多治見市農業委員会総会議案」の 2 ページをご覧ください。

初めに、「選第 1 号 臨時議長の選出について」を議題とします。

『多治見市農業委員会会議規則』第 3 条の規定では、農業委員会会長が議長となり議事を進行することになっていますが、本日は委員改選後初の総会であり、会長が決定されていませんので、まず臨時議長を選出するものです。

そこで、『地方自治法』第 107 条の「臨時議長の規定」を準用して、出席いただいている委員の中から最年長者を臨時議長として選出し、議事の進行をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

事務局長 ありがとうございます。それでは最年長委員である加納洋一委員を臨時議長に選出いたします。加納委員は議長席へ移動いただき、これからの議事

の進行をお願いします。

事務局 （臨時議長の札用意）

臨時議長 （席移動）

臨時議長 ただ今臨時議長に選任いただきました加納でございます。会長が選出されるまで、臨時議長を務めさせていただきます。委員各位のご協力を賜り、無事に議事が進行できますよう務めますのでお願い申し上げます。

それでは、議事に入る。「選第2号 多治見市農業委員会会長の互選について」を議題とする。事務局より議案の説明を願う。

事務局 委員改選後初の総会で会長が不在となっている。『農業委員会等に関する法律』第5条第1項では「農業委員会に会長を置く」、また第2項で、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」となっていて、これにより議長の互選をお願いするもの。

臨時議長 それでは、会長の互選について諮る。どのような方法で選出したらよいか、委員の発言を求める。

委員 （「議長一任」の声あり）

臨時議長 ただ今、「議長一任」という意見があったので、先ずは立候補により選出したいと思う。立候補がなければ、推薦により選出してはどうかと思うが、どうか。

委員 （「異議なし」の声あり）

臨時議長 それでは、まず立候補される方はあるか。立候補する方はら挙手を願う。

右高委員 加納洋一委員を推薦する。

臨時議長 立候補する方はなく、ただ今、会長に私、加納洋一を推薦する発言があったが、他に発言はないか。

委員 （意見なし）

臨時議長 他に意見がないようなので、委員の挙手により決定いたしたいと思うが、如何か。

委員 （「異議なし」の声あり）

臨時議長 「異議なし」の発言があったので、挙手により決定する。それでは、私、加納洋一を農業委員会会長に選出することに賛成の委員の挙手を求める。

委員 （全員挙手又は、挙手多数）

臨時議長 全員挙手（挙手多数）により、私、加納洋一を会長とすることに決定し、選第2号を終了する。会長が決定されたので、臨時議長としての職務を終える。

議長 新会長として議長の職務に勤めさせていただく。初めに、新会長として、一言あいさつを申し上げる。

議長 （挨拶）

議長 それでは、次に「選第3号 多治見市農業委員会会長の職務代理の互選について」を議題とする。事務局より説明を願う。

事務局 農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあり、職務代理者の互選をお願いするもの。

議長 互選ということだが、如何か。

委員 （「議長一任」との声あり、又は発言がない場合）

議長 ただいま、議長一任とのご意見があったので、議長から指名させていただくが、よろしいか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議がないようなので、議長から指名する。会長の職務代理者に坂崎寛治委員を指名する。賛成の委員は挙手を願う。

議長 全員挙手（又は、挙手多数）により会長の職務代理者に坂崎寛治委員を決定する。これをもって選第 3 号を終了する。それでは、坂崎委員、一言あいさつを願う。

職務代理者（挨拶）

議長 次に、「選第 4 号 多治見市農業振興推進協議会委員の推薦について」を議題とする。事務局より説明を願う。

事務局 本議題は、『多治見市農業振興推進協議会設置条例』第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、市長が多治見市農業振興推進協議会委員に農業委員会委員を委嘱するために、推薦の依頼があったもの。

今回は依頼書の通り農業委員の改選に伴い、退任委員の補充をお願いするもの。推薦にあたっては、農業振興地域担当の委員及び女性委員を推薦いただくよう要望がある。

農業振興推進協議会は、農業振興地域の農用地除外等の協議機関で、通常は年 1 回（例年 2 月）開催されている。協議会委員は 15 人で、そのうち農業委員会からは会長及び委員 6 名の計 7 名を選出しているもの。

現在の委員の任期は、平成 3 年 12 月 11 日から令和 6 年 12 月 10 日までの 3 年間で、会長として加納委員、鈴木委員、若尾茂委員、坂崎委員、市原委員、河地委員、長江あさみ委員が選出されている。今回農業委員の改選で退任委員される委員は河地委員と長江あさみ委員で、この後任を選出していただくことになる。

議長 事務局から多治見市農業振興推進協議会委員の推薦について説明があったが、退任された 2 名の後任を選出することになるので、河地委員は池田南地区からの選出なので、その後任として水口委員、長江あさみ委員は女性委員として選出されていたのでその後任として、長江弓子委員の両名を選出したいと考えるが、皆さん如何か。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 他に発言はないか。

11 番 農具についてだが、ハンマーナイフモア、ビーンスレッシャーはどういうものだろうか。

事務局 ハンマーナイフモアは、トラクタータイプの草刈機、ビーンスレッシャーは豆類の収穫機械です。

■■■■■と共同でやってみえるので、農機具の問題はないと思われます。

議長 他に発言はないか。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 18 号の事案 1 について、採決を行う。議第 18 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第 18 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 続けて議第 18 号の事案 2 について地元委員の意見を求める。

6 番 現場を見てきたところ、野菜が作ってあった。このまま農業を続ける事に問題はなさそうであった。

議長 他に発言はないか。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第 18 号の事案 2 について、採決を行う。議第 18 号の事案 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手によって、議第 18 号の事案 2 は承認することに決定する。

議長 次に、議第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 19 号について事務局より説明を願う。

事務局 議第 19 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」許可申請があったので審議を求める。

申請番号 1、使用貸借権、所在地は、■■■■■■■■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、面積 621 m²。田 1 筆 621 m²。譲渡人は■■■■■■■■■■-■、■■■■■。譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■■-■、■■■■■。転用は一般個人住宅。平成 14 年 9 月 27 日～平成 16 年 2 月 5 日に 5 条許可で一時転用。譲渡人は市街化区域と調整区域に土地を所有しており、本来は市街化区域に住宅を建てなければならないが、7 月になって市街化区域の土地が売れたとの連絡があり、調整区域での建築となった。

議長 議第 19 号について地元委員の意見を求めるところであるが、今回は県を交えて議論が行われている特殊なケースであるため、私が現地確認をおこなっている。現地は市街化区域と調整区域の境目になっている場所で、譲渡人と譲受人が親子関係ということで、調整区域に家を建てる事は可能である。県を交えた議論がされていたが、市街化区域が売れたということで、調整区域に建築する事になった。

議長 他に発言はないか。

8 番 一般の個人住宅にこれだけの面積を使うという事だが、個人の息子の住宅の土地という場合、100 坪程度と面積の制限があったと記憶しているが、そういった制限は無いのか。

11 番 そういった制限は無くなったと聞いている。

5 番 そうすると、例えば一反半の田で息子の家を建てることを許可して欲しいと言った場合は、問題なく許可となるということでよろしいか。

事務局 転用するためには、必要な面積というものがありますので、しっかりとした計画図面があるなら許可はおりると思われます。ただ、100 坪の住宅に対し、敷地が 1 反以上という話になると、その他の空いている部分をどのように使う計画なのかという、しっかりとした建築設計があれば許可がおりやすくな

議長 他に発言はないか。

議長 発言がないようなので、議第 19 号について、採決を行う。議第 19 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

議長 挙手多数によって、議第 19 号は承認することに決定する。

事務局 報第 16 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」受理したので報告する。

申請番号 2、所在地は、■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況は宅地、面積 735 m²。計 1 筆 735 m²。申請人は■■■■■■■■丁目■■番地、■■■。転用目的は貸駐車場。県病院建設工事のため貸駐車場とする。■■■■■■■■■■事業所敷地 304 m²、貸し駐車場 341 m²。

11 号 喜多町の所だが、農地に残っているとの事だが、農地パトロールで確認したことがない。

事務局　ここは前から宅地状態になっていて、明らかに農地でない状況が判明していたので、あえてパトロールからは外れている場所です。

畑、現況も畑、面積 4.13 m²。■■■丁目■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 1.07 m²。畑 2 筆計 5.38 m²。譲渡人は■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■■。譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■■。転用目的は農業用資材置き場。法面を他の土地と交換。

申請番号 6、所有権移転、所在地は、■■■■■丁目■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積 182 m²。畑 1 筆計 182 m²。譲渡人は■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■■。譲受人は、■■■■■■■■■■-■、■■■■■■■■■■株式会社。転用目的は宅地開発。奥の土地を宅地とするため、侵入路を確保する。

議長 報第 17 号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う

1 番 ■■のところに立っている大きな家は古く、誰も住んでみえない。

議長 他に発言はないか。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、報第 17 号を終了する。以上をもって本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

1 号 大原でイノシシのフェンスが設置されている所を見たが、補助金での設置だろうか。

事務局 補助金を使って設置したフェンスがどれであるのかという事は、この場では不明ですが、4 月から農地台帳に載っている農地であれば、上限 5 万円の補助ができます。

1 号 すでに申請は出てきているのか。何件まで受けられるだろうか。

事務局 10 件程度の申請はすでに受け付けています。予算の範囲内で 20 件までは受け付けられます。

議長 他に発言はないか

委員 （発言なし）

議長 発言がないようなので、その他、事務局の方で連絡事項等あれば説明を願う。

事務局 身分証明書、委員名簿等の配布、活動内容及び注意事項の説明
多治見市農業委員会の活動表彰のお知らせ
次回総会前に研修会開催のお知らせ
次回の開催日は、8月30日水曜日の午後2時から、場所は本庁舎4階会議室で開催する。

議長 それでは、以上をもって本日の第7回農業委員会総会を終了する。

以上

（閉会 午後3時50分）

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	柳生	芳憲
書記	堀井	憲子
書記	岡田	聡

令和 5 年 7 月 20 日

議事録署名

1 番

3 番

議長